

## 検知業務仕様書

- 1 検知業務は、次の各業務とする。
  - (1) 日本農林規格及び関東森林管理局「素材の検知心得」及び森林管理署、支署、森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）の指示による規格等を、木口に表示する業務とする。

ただし、全幹材の検知及び層積の検知については次による。

    - (ア) 全幹材の胸高直径は、元口から 1.20 m とし、径の測定は測定しやすい方向からの一方差しとする。
    - (イ) 全幹材の樹高は、元口から梢端部までとする。ただし、梢端部が折損又は、切断されている場合は、その部分を推定加算する。
    - (ウ) 全幹材の品質区分は、収穫調査規定第 22 条（平成 17 年 3 月 31 日付 16 関販第 105 号制定）に準じて行うものとする。
    - (エ) 層積による検知は、森林管理署等の指示する樹材種について行うものとする。
    - (オ) 層積材積は、椴の幅、高さ、長さを測定し、その相乗積を求め、森林管理署等の示す実材積換算率を乗じて求めるものとする。
    - (カ) 高さの算出は、椴の高さの変化する点を測り、その高さを平均した高さを使用するものとする。なお、検知位置をペンキ等により明示しておくこと。
  - (2) (1) の業務に加えて野帳に記録し本数を突合し、層積検知にあつては層積形状を記載する業務。
  - (3) (2) の業務に加えて完了した椴山に白ペンキで白帯を塗布する業務とする。
  - (4) (3) の業務に加えて素材検知野帳データを国有林情報管理システムに入力する作業とする。ただし、実行可能な者に限る。
- 2 素材への表示は、木材チョークで末口に明瞭に行うものとする。

なお、長級については、椴山等で確認できる場合は表示を省略できるものとする。
- 3 全幹材への表示は、木材チョークで材長・胸高直径・末口径・類別を元口に行うものとする。
- 4 野帳は、椴山毎に集計するものとする。
- 5 検知に使用する器具等については、甲の検査に合格したもの、あるいは指定したものをを使用すること。（別紙、検知用器具等の規格表）
- 6 検知野帳等の帳票類については、甲が交付するものとする。（別紙、帳票等の種類）

- 7 検知の結果、採材寸法が定められた長さ以下（寸法切れ）の場合は、監督員に連絡の上その指示に従うこと。
  
- 8 乙は、完了極の検知業務を完了したときは、速やか（原則7日以内）に甲へ通知し、その検査を受けなければならない。また、1－（4）の業務にあたっては、入力前に素材検知野帳の検査を受けることとする。

別紙

検知用具等の規格表

| 品 名 | 規 格 等       | 品 名    | 規 格 等      |
|-----|-------------|--------|------------|
| 検知尺 | 竹製 60cm     | 木材チョーク | 耐水性 1ダース   |
| 輪 尺 | 木製 カール 60cm | 鉛 筆    | 消しゴム付き     |
| 巻 尺 | スチール製 10 m  | ペンキ    | 白色 1.7ℓ 水性 |
| 電 卓 | 10桁表示 ソーラー式 | 刷 毛    | 幅 10cm     |
| 下 敷 | A4版 塩ビ製     |        |            |

帳票等の種類

| 品 名   | 規 格 等                |
|-------|----------------------|
| 野 帳   | 椴積検知野帳               |
| 野 帳   | 全幹材検知野帳              |
| 事業完了届 | 関東森林管理局製品生産仕様書 様式第8号 |
| 部分完了届 | 関東森林管理局製品生産仕様書 様式第9号 |